

憲法施行70年 インタビュー ①

名古屋大学名誉教授 森 英樹 さん

明日は日本国憲法施行から70年目の記念日です。3人の識者に憲法施行70年についてインタビューしました。最初は森英樹名古屋大学名誉教授です。

(若林明)

憲法の条文すべての戰力の不保持を定めており、文面上は核兵器だけを區別してはいません。しかし憲法の条文が一切の戰力を放棄した根柢に、1945年8月の被爆体験があつたからだ。国連憲章も第2条で「武力による威嚇又は武力の行使」を原則禁止しましたが、自衛権行使は認め(5)条、單軍力放棄までは進んでいません。國連憲章が署名されたのは55年6月でした。ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下の前です。國連憲章は通常兵器を念頭に置いたのに拘らず、その条文は核兵器の時代を放し田じてきました。

核兵器禁止条約締結に向むかって最初の交渉会議は、9月末にユーローパーク國連本部で開催されました。第一回は国連の政府や市民団体が参加し、見え交わしました。議論をもたらすホワイト議長(コスター)が、日本を單独開拓できる能力が禁止条約案をついで、

日本国憲法、とりわけその条文には複雑な背景がありまます。憲法制定を主導した米国は、日本を單独開拓できる能力を決めるまで進んでいません。憲法施行70周年の年に、核兵器を廃絶するための大きな歴史的な歩みが始まっています。偶然とは云え大変豊かな示威的ないじめです。

日本政府代表(高見沢洋^{アダム・タカミツザワ}、車綱大使)は、核保有国としてもに途立たる交渉会議をボリュームたとしました。空席の日本代表席に「Wish you were here」(あなたがここにいてほしい)と書かれた大きな折り紙が置かれていたとのことです。ボリュームは唯一の被爆者たる日本政府のいぶべき態度を示すものではありません。



もり・ひでき 1942年三重県生まれ。名古屋大学名誉教授。著書には、「大事なことは憲法が教えてくれる—日本国憲法の底力」、「壊憲に向かう安倍政権の暴走と矛盾」など多数。

9条が見定める紛争解決の道 反戦平和への思いを高めて

うだ。日本が侵略国家にならざるを
なべ保護を日本連合国に示す必
要があつたといふ側面があつ
ます。むろん、占領政策の日本連
合國のために天皇制を残して
つゝ、天皇制国家による軍事政
略の可能性を排除する必要性
もあつた。じつはた實業家
もありながら、世界憲法史
希有的の条文を生み出したとい
ふ評議もござつました。

歴史的感性が改憲を阻む



国会を取り囲み、憲法違反の戦争法案廃棄、安倍首相退陣を求めてコールする人たち=2015年8月30日、国会正門前

的があつたじを見抜いて阻止してしまつた。

安倍内閣が戦争法を国会に提出したのは2015年5月、このひからいの晩井を続けたあがく強烈な憤りを露ね、「成立した」ことにしたのが5月29日でした。折しも戦後5年の節目を挙げることです。多くの国民が戦前の歴史を思い起し、平和の尊さを改めてかみしめていたのです。

国民感情を想ひてする法案と暴力的な迷走がしたか、國民的怒りが騰出したのは当然です。安倍政権は市民の歴史的感性の深さをなめていたのではないか。

今、米国が展開している軍事行動とその拡大は、トランプ大統領と米政府の乱暴さを示して余ります。シリアやアフガニスタンへの空爆、朝鮮半島ににらんだ軍事活動、その攻撃の先で多くの人命が失われ、あるいは失われるか心細ないふりに思ひをはせれど、一貫一貫する性格の問題ではないはずです。米軍の軍事行動は、国際法上の根拠も不明のままで。

無法なうつた政権の軍事行動に、安倍内閣は相次いで支持を表明しました。朝鮮半島に対する米国の対応についても、首相は「すべての選

「高慢な憲戒監視体制」と称して、自衛隊と米軍との共同訓練を日本海にまた展開し本格的な戦争法発動の構えです。憲法の条がある國の首相とほれても思えません。今や日本は軍事攻撃の標的になっています。

ついついおもしろいが、國民はシリアルに受け止めるべきです。

憲法の条は、國際紛争を戦争・武力で「解決」しようと事力で紛争を「解決」するアクションを「武力による威嚇」段階から放棄しました。したがって粘り強い外交力と圧倒的な国際世論の包囲で対処していくことを、問題解決の方針として既定めています。

戦後70年をかけて培ってきた日本の反戦平和の思いを簡潔についたのが憲法の条にほかなりません。憲法が、昨年は公布の、今年は施行の70年を迎へ、国民はいかした恩恵をこうそつめつこます。